

鶴ヶ島市都市農業振興計画

～ 鶴ヶ島の強みを活かした農業振興 ～



令和2年3月

鶴ヶ島市

ごあいさつ



鶴ヶ島市は、埼玉県のほぼ中央に位置し、東西6.9 km、南北4.9 km、面積17.65㎢、首都圏からほぼ45 km圏内にあり、市内には、関越自動車道が南北に、また首都圏中央自動車道が東西に走り、インターチェンジの設置や道路網の整備とあわせ交通の利便性が高いまちです。

本市の農業は、消費地に近いという利点を活かし、鮮度が重要な野菜を中心に少量多品目の作物を生産する農家が多いのが特徴で、直売所を中心とした都市近郊型農業の確立を図り、需要に応じた農産物の安定供給のために地域の実態に応じた農産物を計画的、安定的、継続的に生産していくことを目指してきました。

本市の農業は、都市化の進展、農業後継者不足、耕作放棄地の顕在化、兼業化の増加など課題に直面しています。このため、農業を持続的な産業として発展させていくためには、担い手の確保・育成や農地の有効活用などの施策を着実に進展させていかなければなりません。

この度、令和2年度からの10年間を計画期間とした「鶴ヶ島市都市農業振興計画」を策定しました。本計画では、6つの基本方針の下、19の具体的な施策を掲げています。今後は、本計画に基づき鶴ヶ島市の強みを活かした農業振興を推進してまいりたいと考えております。

結びに、本計画の策定に当たり意見を賜りました鶴ヶ島市農政推進審議会の皆様をはじめ、農業関係団体、農業者関係各位のご協力に心から感謝申し上げます。

令和2年3月

鶴ヶ島市長 齊藤芳久

目 次

第1章 計画策定の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	2
第2章 鶴ヶ島市の農業の現状等	3
1 鶴ヶ島市の農業の現状	3
2 主な課題	10
第3章 都市農業振興計画の基本施策	12
1 施策の体系	12
2 施策の内容	14
○基本方針1	14
○基本方針2	16
○基本方針3	18
○基本方針4	19
○基本方針5	21
○基本方針6	23
第4章 計画の推進に向けて	24
1 関係機関との連携	24
2 計画の進行管理	24
資料編	
1 鶴ヶ島市都市農業振興計画の策定経過	27
2 鶴ヶ島市農政推進審議会	29
(1) 鶴ヶ島市農政推進審議会委員名簿	29
(2) 「鶴ヶ島市都市農業振興計画」の策定について（諮問）	30
(3) 「鶴ヶ島市都市農業振興計画」の策定について（答申）	31
(4) 鶴ヶ島市農政推進審議会条例	36
3 農業者意向調査票	38
4 農業者アンケート調査結果・意見集約	43
5 用語解説	52

第 1 章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

都市化の進展、農業後継者の不足、耕作放棄地の顕在化等、鶴ヶ島市の農業を取り巻く情勢は厳しさを増しており、今後の農業の持続可能な発展のためには時代や現状に即した農業経営の展開を見出す必要があります。

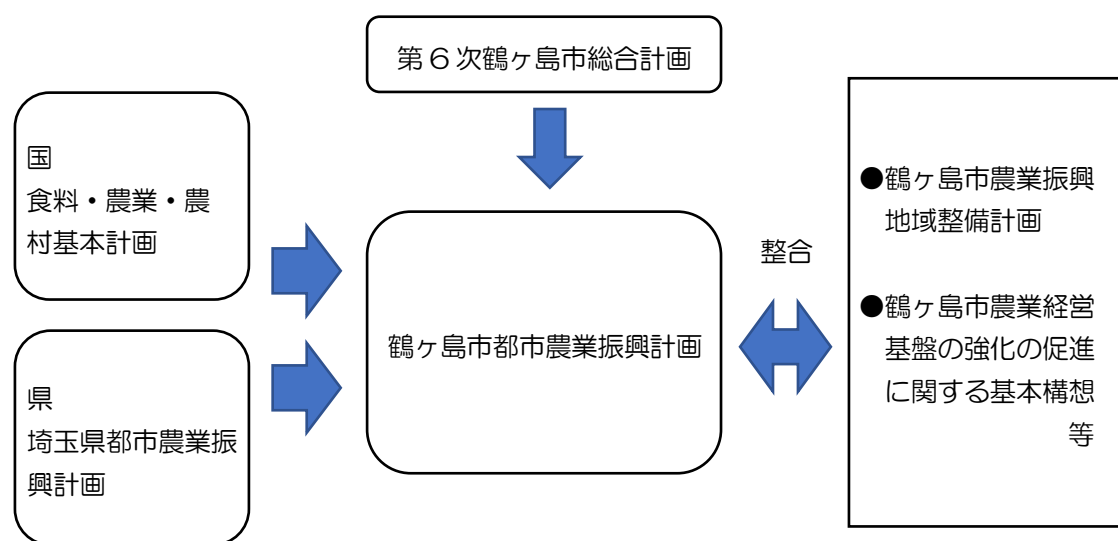
平成27年、都市農業振興基本法（以下「基本法」という。）が制定・施行され、翌28年には、国の都市農業振興基本計画（以下「基本計画」という。）が策定されました。この基本法では「地方公共団体は、基本計画を基本として、当該地方公共団体における都市農業の振興に関する計画を定めるよう努めなければならない」（第10条）と規定しています。

また本市においては、令和2年度を初年度とする「第6次鶴ヶ島市総合計画」（以下「市総合計画」という。）の策定作業を平成30年度から令和元年度にかけて行ってきました。

本計画は、鶴ヶ島の農業を「都市農業」と位置づけ、市総合計画における農業の分野計画として策定したものです。

2 計画の位置付け

本計画は、市総合計画の実現を目指す個別計画です。また、国の「食料・農業・農村基本計画」、埼玉県「埼玉県都市農業振興計画」、さらに本市の農業に関連する計画等との整合を図り、農業関係分野の推進を担う基本計画として位置付けるものです。



3 計画の期間

本計画の計画期間は令和 2 年度から令和 11 年度までの 10 年とします。

なお、5 年を目途に必要な応じて計画の見直しを図ることとします。

第2章 鶴ヶ島市の農業の現状等

1 鶴ヶ島市の農業の現状

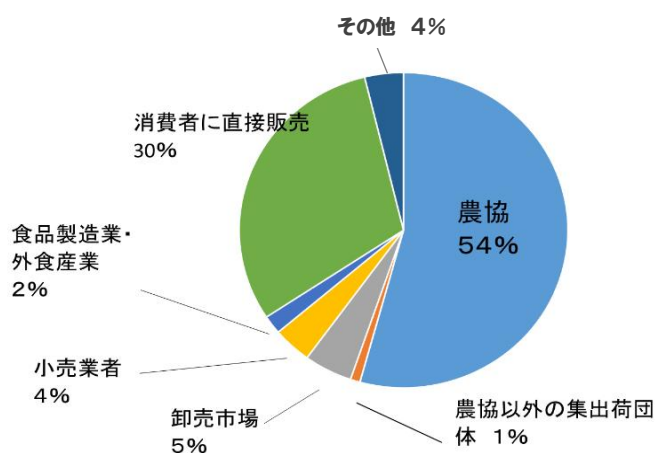
(1) 農業経営の現状

本市の農業は、消費地に近いという条件を活かし、鮮度が重要な野菜を中心に少量多品目の作物を生産する農家が多いのが特徴です。

経営耕地面積でみると、小規模農家の割合が高い状況にあります。ただし、消費者ニーズに応えた生産を行い、農産物直売センターやスーパーマーケット等への出荷により、収益性の高い農業経営を行う生産者もいます。

農産物販売金額1位の出荷先の農業経営体数の割合をみると、農協が54.3%で、次いで消費者に直接販売が30.5%、卸売市場4.8%、小売業者3.8%と続きます。市内農業者の「消費者に直接販売」の割合は高く、全国平均8.8%、県平均15.5%に対し、鶴ヶ島市は30.5%となっています。

農産物の出荷先別農業経営体数(販売農家)



資料
平成27年農林業センサス

学校給食センターの地場農産物の使用については、平成30年度では使用量(重さ)割合で10.14%(前年度12.88%)、購入料割合で11.31%(前年度13.43%)となっています。

近年、摘み取り観光農園を開設した農家には、県内外から多くの客が訪れています。消費者が身近にいる、首都近郊にあって道路交通アクセスが良いという本市の利点を活かした農業経営の展開が期待できます。

市内農業者の野菜苗は好評で、4月中旬から5月上旬にかけて、農産物直売センターは野菜苗を求める消費者で賑わいます。

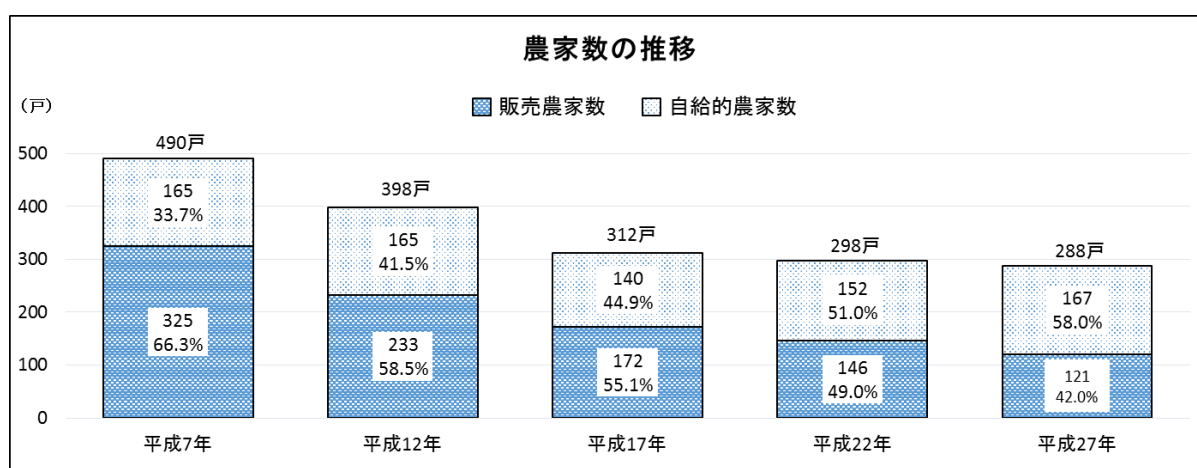
障害者の働く場、働き手として農業に参入する障害者支援団体が増えつつあります。「農業」と「福祉」の連携を促進させ、地域農業の課題解決に繋げる必要があります。

(2) 担い手の現状

ア 農家全体

本市の総農家数は288戸（平成27年）です。5年間で10戸（3.4%減）、20年間で202戸（41.2%）減少しています。

288戸の農家のうち販売農家数は121戸、自給的農家は167戸となっています。この5年で、販売農家が17.1%（25戸）減少した一方で、自給的農家数は9.9%（15戸）増加しています。



資料：平成27年農林業センサス

「農家」とは経営耕地面積が10a以上または農産物販売金額が15万円以上の世帯をいう。
「販売農家」とは経営耕地面積が30a以上または農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。
「自給的農家」とは経営耕地面積30a未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家をいう。

イ 販売農家

全農家に占める販売農家数の割合は、全国平均が61.7%、県平均が57.3%に対して、本市は42.0%となっています。また、総世帯数に対する販売農家数の割合は、全国平均が3.1%、関東平均が1.9%に対し、本市の販売農家率は0.4%となっています。

販売農家における農業就業人口は221人で、5年前に比べて17.2%（46人）、10年前に比べて25.5%（76人）減少しています。

現在、市内の認定農業者は16名、認定新規就農者が1名で、これら農業者が地域の中心農家として本市の農業をけん引しています。また、売上額が100万円に満たない農家は多いものの、その割合は県や国の平均よりは低い状況にあります。

平成20年に「鶴ヶ島市新規就農支援事業実施要領」を制定以来、本市では受入

と支援を積極的に行い、これまでに非農家14名が市内で就農しています。法人についても4つの企業と3つのNPO法人が参入しています。

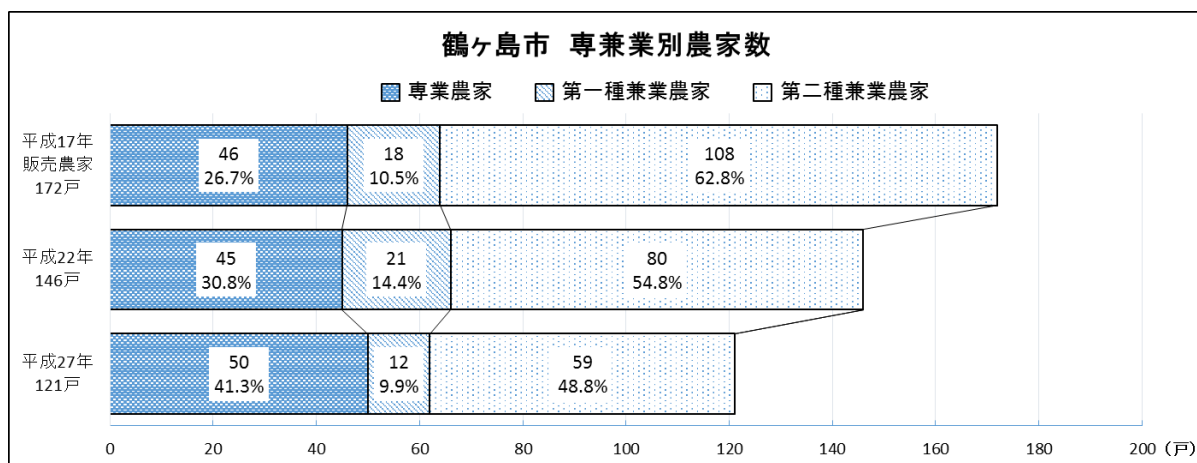
非農家からの新規就農は、農地や農業機械・施設の確保など多くの初期投資が必要です。青年就農者には農業次世代人材投資資金を支給していますが、それでも条件的には営農を継続していくには厳しい状況にあります。

ウ 専業・兼業農家

都市化の進展による市街化区域の拡大や交通利便性の向上に伴い、農業外勤務や不動産貸付等による農業離れなど、兼業化が進みました。結果、農家の担い手の不足が深刻化しています。

販売農家を専業農家別（平成27年）にみると、専業農家が50戸（41.3%）、兼業農家が71戸（58.7%）です。兼業の内訳は第1種兼業農家が12戸、第2種兼業農家が59戸となっています。

専業農家の割合をみると、本市の41.3%に対し、全国平均が33.3%、県平均が33.9%となっています。



資料：平成27年農林業センサス

「専業農家」とは、世帯の中に兼業従事者（調査期日前1年間に30日以上雇用兼業に従事した者または調査期日前1年間に販売金額が15万円以上ある自営兼業に従事した者）が1人もいない農家。

「兼業農家」とは、世帯数の中に兼業従事者が1人以上いる農家。

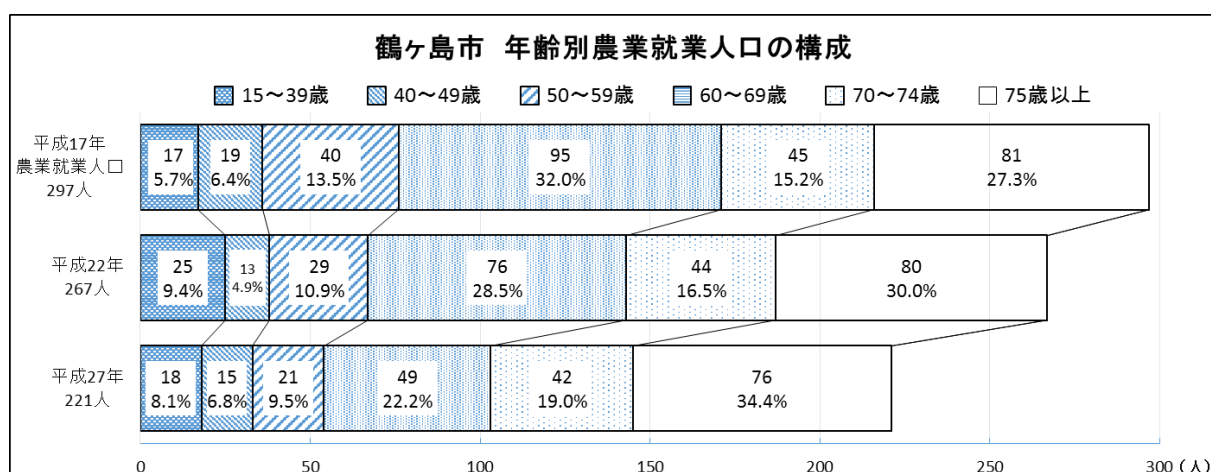
「兼業従事者」とは、農家の世帯員のうち、30日以上他に雇用されて仕事をした者または自営業（農業を除く）で15万円以上の金額を得た者。

「第1種兼業農家」とは、農業所得を主とする兼業農家。

「第2種兼業農家」とは、農業所得を従とする兼業農家。

エ 農業者（販売農家）の平均年齢

農業就農人口の平均年齢は66.4歳（平成27年 全国平均66.7歳）です。5年前が65.2歳、10年前が65.5歳と大きな変化はみられません。ただし、70歳以上の構成比をみると、平成17年が42.4%、平成22年が46.4%、平成27年には53.4%となっています。しかも、75歳以上が76人と最も高い構成比となっています。農業後継者の確保と育成は喫緊の課題です。



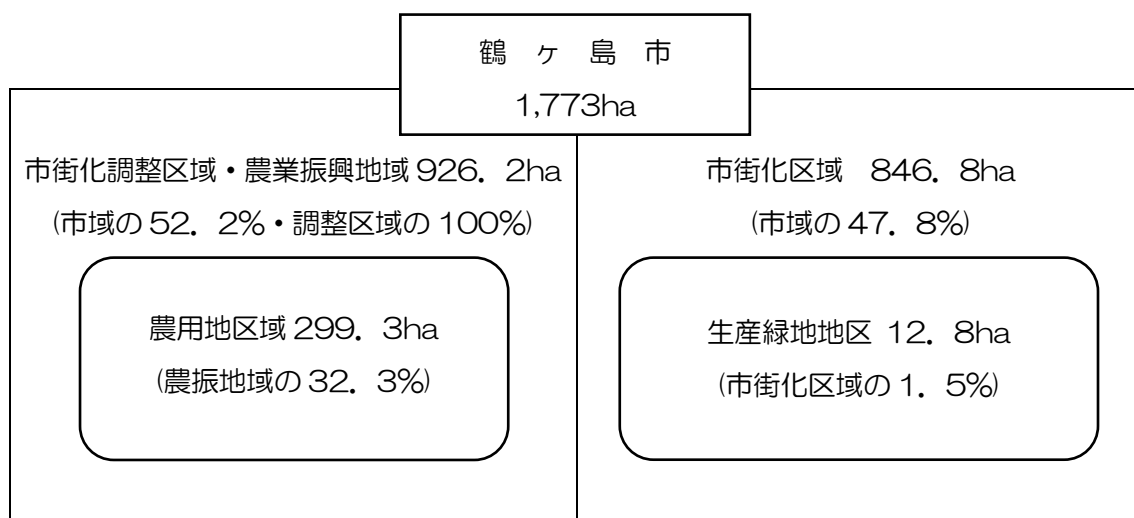
資料：平成17・22・27年農林業センサス

(3) 農地の現状

ア 土地利用

本市の都市計画区域面積は 1,773ha で、このうち市街化区域は 846. 8ha、市街化調整区域は 926. 2ha となっています。市街化区域の 1. 5%に当たる 12. 8ha が生産緑地地区となっています。

また、市街化調整区域の全域 926. 2ha が農業振興地域となっており、このうち 32. 3%の 299. 3ha が農用地区域に指定されています。

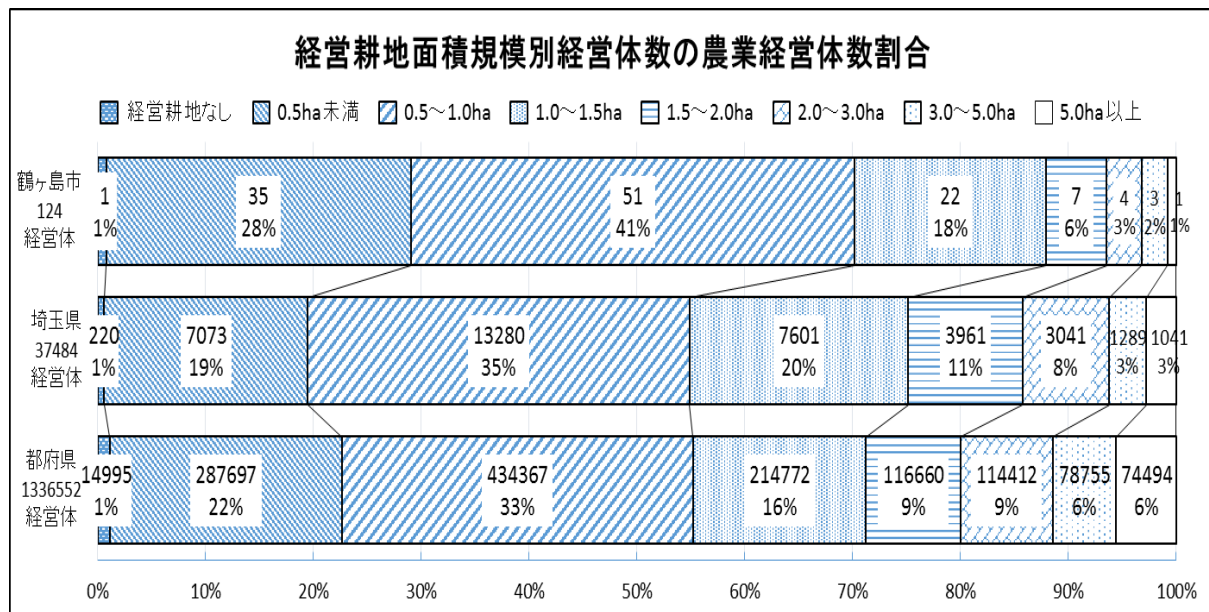


イ 農地利用

本市の農地面積（平成30年11月農地台帳による集計値）は426haで市域面積の24%を占めています。内訳は田が17ha、畑が409haとなっています。

本市の農業経営体（販売農家など）が経営している経営耕地面積は直近の平成27年で114ha、田8ha、畑80ha、樹園地26haとなっています。10年前と比較し全体で28ha（19. 7%）減少しています。

経営耕地面積規模別に本市の農業経営体数の構成割合をみると、2ha以上が6. 45%、1～2haが23. 39%、1ha未満が70. 16%となっています。



資料：平成 27 年農林業センサス

本市の農業経営体の1戸当たりの経営耕地面積の平均は、北海道を除く全国平均が1.57ha、県平均が1.43haに対し、本市の平均は0.93haとなっています。

このように本市の販売農家等の経営耕地をみると7割が1ha未満で、1戸当たりの経営耕地面積の平均でも、全国や県の平均を下回る小規模面積となっています。

ウ 生産緑地

生産緑地は12.8ha（59地区）あり、市街化区域面積の1.5%を占め、都市に貴重な緑を提供しています。令和4年（2022年）12月には面積で約40%にあたる生産緑地が指定（都市計画告示日）から30年を迎えます。

指定後30年が経過すると、いつでも買取申し出が可能となることから平成30年に特定生産緑地制度が創設されました。この制度は、指定後30年が経過する前までに所有者の意向を踏まえ、特定生産緑地に指定することにより、買取り申し出期間を10年延長できる制度です。

制度面においても賃借条件が緩和され、農産物の直売や加工施設、農家レストランの設置も可能になるなど、都市農地の保全と農業経営がしやすくなりました。

エ 遊休農地・荒廃農地

相続等により農地は細分化された上、所有者は非農家化する傾向にあって、保有するのみで耕作されない農地は増加しています

耕作放棄地面積は151ha（平成27年）と高い数値となっています。その内訳をみると土地持ち非農家が61.6%、自給的農家が27.8%となっています。

毎年、農業委員会と合同で荒廃農地の現地調査を行い、荒れている状況の農地の所有者には改善をお願いしています。その結果、少しずつ荒廃農地は減少しています。ただし、荒れてはいないものの保全のみの管理農地は依然多く見受けられます。

本市では、農地活用の面からも農業の新規参入を積極的に支援しています。これまで非農家からの就農者が14名、農業参入については企業が4社、NPO法人が3団体あり、約10.6haの農地が活用されています。(31年3月31日現在)

本市では、農地の有効活用の観点からも市民農園の整備と利用を推進しています。市民農園整備促進法による農園が1か所、特定農地貸付法による農園が6か所(市開設4、農家開設2)あります。その他、農家経営による農園利用方式市民農園が多数見受けられます。

耕作放棄地面積

	販売農家	自給的農家	土地持ち非農家	計
面 積	16ha	42ha	93ha	151ha
割 合	10.6%	27.8%	61.6%	100%

資料：平成27年農林業センサス

荒廃農地面積

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
荒廃農地面積	10.8ha	9.5ha	9.3ha	7.8ha
増減面積	—	△1.3ha	△0.2ha	△1.5ha

資料：農業委員会実施の荒廃農地調査

(4) 市民の農業理解と農業体験の現状

本市の農業交流センターでは、市民に農家との交流や農作業、農産物の調理を体験する機会を通年で提供し、地場農産物の種類やおいしい調理方法等の周知を図っています。

市民が農業体験をする場として、本市では5つの市民農園を開設しています。また、特定農地貸付法に基づく農家開設の市民農園が2か所あります。本市は農家による市民農園の開設・運営の支援として「市民農園開設費補助金」を交付するほか、市民農園を市ホームページ等に掲載してPRしています。

2 主な課題

本市の農業における現状やアンケート調査、農業団体との意見交換会等の結果を踏まえ、今後の主な課題を次のとおり整理しました。

(1) 農業経営

- ア アンケートをみると農業経営上の一番の課題は「後継者」で、2番目が「収入が不安定」です。この「収入が不安定」が後継者不在に結びついているとも言えます。
- イ 市内には消費者が身近にいるメリットを活かした生産・販売を行う農家や、農産物の高付加価値化、サービス提供による農業自体の高付加価値化を志向する農家もあります。このような農家の経営の拡大・安定が、上記アの「後継者」と「収入が不安定」といった課題の対応にもつながると考えられます。
- ウ 耕地面積及び経営の規模が小さい農家が大半で、農産物の大量生産による産地形成は難しい状況にあります。今後においても、首都近郊地として消費地と農業生産地の接点に立地し道路交通ネットワークにも恵まれている、消費者が身近にいる等の鶴ヶ島市及び市の農業の強みを活かした農業を推進していくことが求められます。

(2) 担い手の確保・育成

- ア 農業の持続可能な発展、農地の有効利用を図る上で、法人を含めた農業参入が求められています。今後、積極的に企業等の法人の参入を促していくためには、本市の受入れの姿勢を示していくことも必要です。
- イ 販売農家の中心は専業農家ですが、多様な農業者によって支えられているのが本市の農業の現状です。このため、中核的農業者の支援を充実するとともに、兼業農家や定年帰農者にも配慮した施策、自給的農家の農業参入を促す施策なども必要です。
- ウ いるま野農業協同組合では、農業後継者が農産物の生産や販売の技術を習得するための「農業塾」を開催していますが、本事業を含め、今後も農協等との連携によって農業後継者を育成する必要があります。

(3) 農地

- ア 生産緑地は市街化区域における限られた貴重な資源です。農地所有者自身でも、それ以外の意欲ある農業者でも有効に活用されることが重要です。
- イ 農地の確保という点では、多数を占める自給的農家など小規模でも農業を継続していくことが必要です。
- ウ 遊休農地解消を図るためには、所有者に農業を再開していただく施策よりも、

活用に目を向けた施策を進めた方が現実的と考えられます。

エ 農地所有者自身による農業経営の大幅な拡大が見込めない状況下、既存の事業以外の農地活用の方策を幅広く検討していく必要があります。

(4) 市民の農業理解と農業体験

ア 都市化に伴う宅地と農地の混在化が進行する中で、市民の農業・農地に対する理解の醸成は、本市の農業の維持・発展に不可欠です。

イ 農業者と住民が近接している鶴ヶ島市の農業は、消費者ニーズを捉えやすく、生産現場が見えるといったメリットがある反面、農業に対する地域住民の理解がないと、営農が成り立ちがたい面があります。

ウ 公益的な機能を持っている農地は、農家だけでなく、市民が皆で守り活かすという価値観を醸成していく必要があります。

エ 本市で生産される農産物の大半は市民に消費されていることから、鶴ヶ島市産農産物が注目されるような情報の提供やPRをしていく必要があります。

オ 農業の重要性を市民が理解し、市民の協力が得られる環境を整えるためには、農業・農地の持つ多面的機能をPRするとともに、各種交流事業の展開や、本市の地域特性・資源を活かした体験型農業の促進など、農業者と市民との交流を推進する必要があります。

第3章 都市農業振興計画の基本施策

1 施策の体系

本市の農業は農業後継者の不足、高齢化の進展、耕作放棄地の顕在化など、市の農業を取り巻く情勢は厳しさを増している。これらの課題に対応するため、本市の農業の特徴である消費地に近い、交通の利便性が高い、少量多品目な農産物が栽培できるなど、鶴ヶ島の農業の強みを活かした農業を持続的な産業として発展していくための農業振興施策として、6つの基本方針の下、19の施策を展開します。

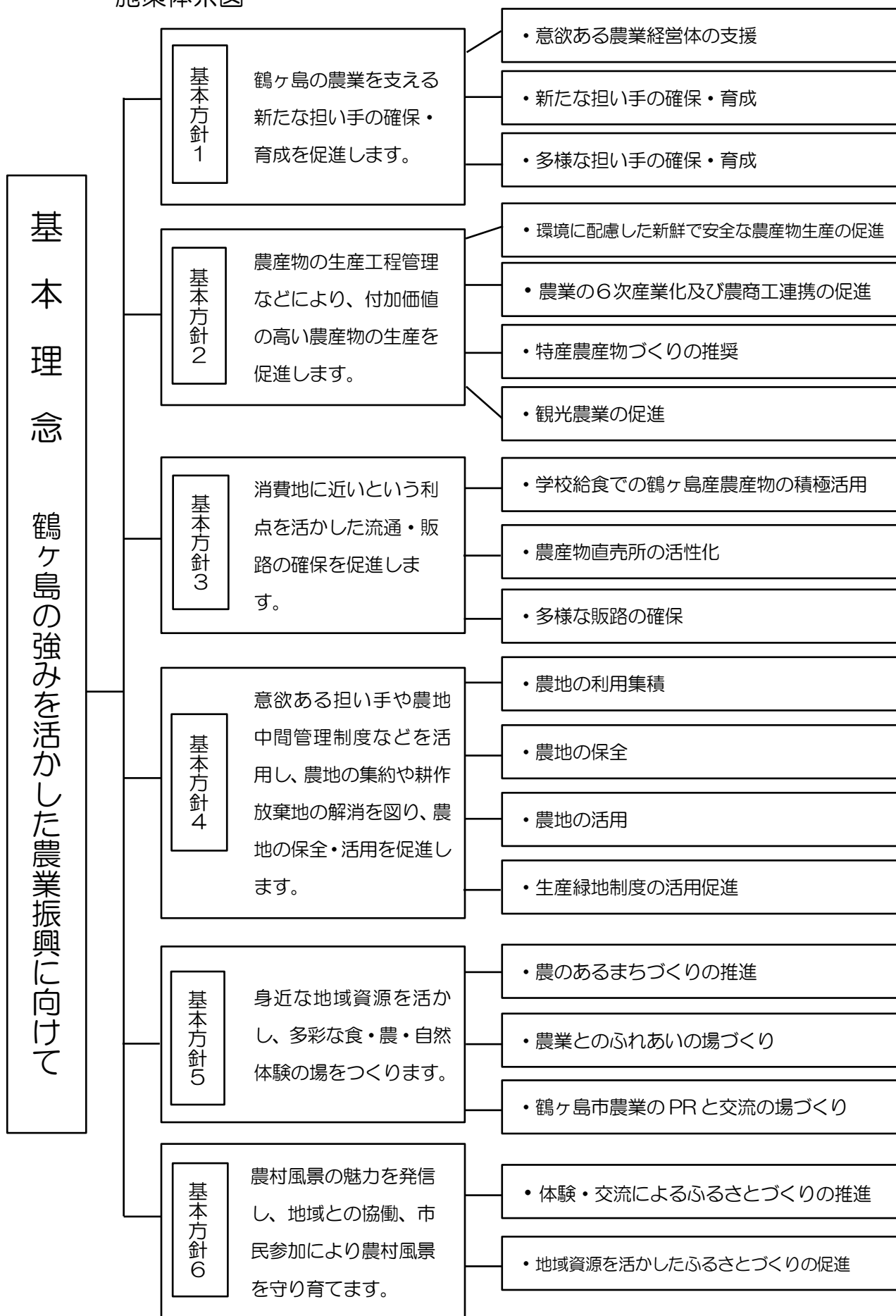
～ 鶴ヶ島の強みを活かした農業振興 ～

《基本方針》

- 1 鶴ヶ島の農業を支える新たな担い手の確保・育成を促進します。
- 2 農産物の生産工程管理などにより、付加価値の高い農産物の生産を促進します。
- 3 消費地に近いという利点を活かした流通・販路の確保を促進します。
- 4 意欲ある担い手や農地中間管理制度などを活用し、農地の集約や耕作放棄地の解消を図り、農地の保全・活用を促進します。
- 5 身近な地域資源を活かし、多彩な食・農・自然体験の場をつくれます。
- 6 農村風景の魅力を発信し、地域との協働、市民参加により農村風景を守り育てます。

なお、基本方針及び施策は第6次鶴ヶ島市総合計画の施策28「農業の振興」の目指す姿である、「消費地に近いという市の農業の利点を活かすことなどによって、時代や現状に即した農業経営ができるまちにします。」を目指すものです。

～施策体系図～



2 施策の内容

基本方針 1 鶴ヶ島の農業を支える新たな担い手の確保・育成を促進します。

生産性の向上や規模拡大等に取り組む意欲ある農業者、新たな担い手となる新規就農者、農業参入法人を積極的に支援します。また、併せて兼業農家や農家の後継者である定年帰農者などにも配慮した取組も推進します。

施策 1 意欲ある農業経営体の支援

【取組】

- ・認定農業者の育成・支援（農業経営合理化の支援）
- ・女性農業者の経営参画、起業化支援
- ・農業団体の活動支援
- ・農業法人化の促進

施策 2 新たな担い手の確保・育成

【取組】

- ・新規就農者への支援
- ・企業等の農業参入への支援

施策 3 多様な担い手の確保・育成

【取組】

- ・農福連携の促進
- ・農家の後継者である定年帰農者への支援
- ・援農サポートと人手不足農家のマッチング

■目標指標

指 標 名 称	計画策定時 (令和元年度)	中 間 値 (令和6年度)	目 標 値 (令和 11 年度)
認定農業者数	16 経営体	25 経営体	30 経営体
新規就農者数	14 人	18 人	23 人
企業参入件数	3 件	5 件	8 件
農業法人化件数	1 団体	2 団体	3 団体
アグリサポート登録者数	—	20 人	40 人



基本方針２ 農産物の生産工程管理などにより、付加価値の高い農産物の生産を促進します。

６次産業化や観光、福祉など他産業との連携、新たな商品やサービスの創出等により付加価値を高める農業を促進します。また、安全や健康志向等の消費者ニーズに対応した生産拡大を図る取組も促進します。

施策１ 環境に配慮した新鮮で安全な農産物生産の促進

【取組】

- ・ 特別栽培農産物の生産・消費の促進
- ・ GAP制度の普及・導入への支援
- ・ 有機栽培に取り組む農業者及び農業団体への支援

施策２ 農業の６次産業化及び農商工連携の促進

【取組】

- ・ 農業者の６次産業化への支援
- ・ 農業者と商工業者連携による加工品開発への支援
- ・ 共同加工施設の整備の検討

施策３ 特産農産物づくりの推奨

【取組】

- ・ 農産物のブランド化への支援
- ・ 大学や企業等との連携による鶴ヶ島農産物を用いた商品の開発・販売の促進

施策４ 観光農業の促進

【取組】

- ・ 摘み取りなど観光農業の支援
- ・ 地域資源を活かした人を呼び込む農業の展開

■目標指標

指 標 名 称	計画策定時 (令和元年度)	中 間 値 (令和 6 年度)	目 標 値 (令和 11 年度)
特別栽培農産物件数	11件	20件	30件
S-GAP 認証取得件数	2件	6件	10件
ブランド農産物作付面積 (ごぼう、ねぎ、里芋)	—	800a	1,000a
ブランド農産物取扱飲食店 舗数	—	20店舗	40店舗
鶴ヶ島産農産物加工品数	—	5品目	8品目
摘み取り観光農園開設数	3農園	6農園	10農園



基本方針３ 消費地に近いという利点を活かした流通・販路の確保を促進します。

新鮮で安全な農産物の供給、顔の見える農業を基本に、直売事業の充実や学校給食での利用促進等により地産地消の拡大を促進します。その他、多様な販売流通体制、農業者が農産物を販売しやすい仕組みづくりを進めます。

施策１ 学校給食での鶴ヶ島産農産物の積極活用

【取組】

- ・学校給食センターへの農産物出荷の促進

施策２ 農産物直売所の活性化

【取組】

- ・既存農産物直売所の充実と新たな直売所の整備の検討
- ・個人直売所の支援

施策３ 多様な販路の確保

【取組】

- ・保育所、幼稚園、企業等への農産物出荷の促進

■目標指標

指 標 名 称	計画策定時 (令和元年度)	中 間 値 (令和 6 年度)	目 標 値 (令和 11 年度)
学校給食における地場農産物使用割合	10.1%	16.0%	20.0%
保育園、幼稚園等への地場農産物の出荷件数	3箇所	4箇所	4箇所
企業への地場農産物の提供	1企業	3企業	4企業

基本方針４ 意欲ある担い手や農地中間管理制度などを活用し、農地の集約や耕作放棄地の解消を図り、農地の保全・活用を促進します。

農地の保全・活用にあたっては、認定農業者や新規就農者、企業といった営農意欲の高い担い手への利用集積を進めます。また、併せて自給的農家や自営困難な農地所有者を対象とした取組や、住宅介在農地など、担い手への集積が困難な農地や維持できなくなった農地を対象とした取組も進めます。

施策１ 農地の利用集積

【取組】

- ・農地中間管理機構等を活用した農地利用集積化の促進
- ・利用権設定事業の強化
- ・「人・農地プラン」の見直し

施策２ 農地の保全

【取組】

- ・農地の利用意向調査の実施と活用
- ・荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の実施と指導
- ・農業振興地域整備計画の見直し

施策３ 農地の活用

【取組】

- ・新規就農者や企業等の受入れの推進
- ・市民農園の開設・運営の支援
- ・健康の維持増進、コミュニティ活性化、企業等の農地活用の検討

施策４ 生産緑地制度の活用促進

【取組】

- ・制度拡充の情報提供など制度普及に向けた取組の実施
- ・特定生産緑地を活用した永続的保全の促進

■目標指標

指標名称	計画策定時 (令和元年度)	中間値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
農地中間管理事業による農地集積面積	3.0ha	6.0ha	8.0ha
農用地利用権設定面積	12.0ha	16.0ha	20.0ha
人・農地プラン策定地区数	1地区	3地区	4地区
市民農園開設数	2農園	4農園	6農園



基本方針5 身近な地域資源を活かし、多彩な食・農・自然体験の場をつくれます。

農業・農地は、新鮮で安全な農産物を供給する本来の役割だけでなく、潤いや安らぎを与える緑地空間の提供や景観形成、気候緩和など市民生活に直結する多面的な機能を有しています。鶴ヶ島の農業を市民に理解していただくための体験事業や、多面的機能を活かした健康、環境、教育等と連携した事業を展開します。

施策1 農のあるまちづくりの推進

【取組】

- ・農業・農村の維持・活用に係る地域活動への支援

施策2 農業とのふれあいの場づくり

【取組】

- ・食と農業の体験イベントの支援
- ・教育ファームの充実
- ・食育事業の充実
- ・新たな市民農園の開設促進と市民農園の利用増進

施策3 鶴ヶ島市農業のPRと交流の場づくり

【取組】

- ・農産物販売イベントの支援
- ・学校給食や市内飲食店での鶴ヶ島産農産物の利用増進
- ・農業の情報発信

■目標指標

指標名称	計画策定時 (令和元年度)	中間値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
多面的機能支払交付金取組団体数	1団体	2団体	3団体
学校ファーム設置数	9校	13校	13校



基本方針６ 農村風景の魅力を発信し、地域との協働、市民参加により農村風景を守り育てます。

農村風景を継承するために、都市住民を本市に積極的に呼び込み、人的支援と経済的効果を得て地域の活性化を図っていきます。

施策１ 体験・交流によるふるさとづくりの推進

【取組】

- ・農地や水辺等の地域資源を活用した体験・交流事業等への支援

施策２ 地域資源を活かしたふるさとづくりの促進

【取組】

- ・地域との協働、市民参加による活動への支援

■目標指標

指標名称	計画策定時 (令和元年度)	中間値 (令和６年度)	目標値 (令和１１年度)
地域との協働、市民参加による地域資源を活用した事業の開催	６回	８回	１０回

第4章 計画の推進に向けて

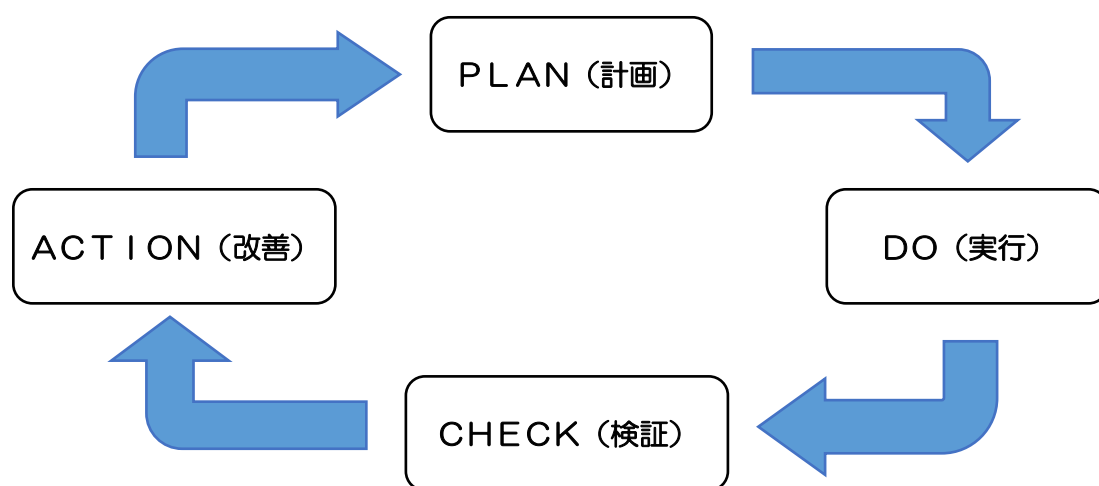
1 関係機関との連携

本市の農業を振興し、都市農業の多様な機能を発揮するためには、市、農業機関、農業者、農業団体はもとより市民、企業、NPO法人など幅広い主体がそれぞれの役割を果たしつつ、連携・協働して取り組んでいきます。

2 計画の進行管理

市と農業振興に関わる各主体は、計画の進捗状況について情報交換を行い、課題の共有と効果の検証を行います。また、都市農業振興計画の確実な推進のため、進行管理と併せてPDCAサイクル（計画、実行、検証、改善）を繰り返し実施します。

具体的には、毎年度、鶴ヶ島市農政推進審議会の開催に合わせ、各取組の実績について審議会に報告し「検証」していただきます。その検証と国・県の新たな動向や制度等を踏まえ、各取組を「改善」し、「計画」を修正(微調整)し、「実行」するPDCAサイクルに基づく進行管理を行います。なお、中間年度（5年目）において、取組や目標指標の見直しを行うものとします。



資 料 編

1 鶴ヶ島市都市農業振興計画の策定経過

(1) 基礎調査

◆アンケート調査（平成30年7月31日 農業経営状況調査に同封）

対 象：798農家（回答 469通）

◆農業団体等との意見交換会（7/24～8/9 7農業団体 38名参加）

日 時	団 体 名	参加者	場 所
平成30年 7月24日	新規就農者	5名	鶴ヶ島市役所
8月 6日	高倉地区共同作付組合	5名	高倉会館
	つるがしまゆうきの会	5名	農業交流センター
8月 8日	鶴ヶ島市ひまわり会	8名	農業交流センター
	鶴ヶ島市農業会議所	6名	農業交流センター
8月 9日	鶴ヶ島市茶業協会	4名	鶴ヶ島市役所
	太田ヶ谷地区農業者	5名	鶴ヶ島市役所
	計	38名	

◆認定農業者等との個別面談

実施期間 10月19日～10月26日（全5回）

面談者 11名

◆農業者との意見交換会（11/17～12/2 66名参加）

日 時	地 区 名	参加者	場 所
平成30年 11月17日	脚折	14名	
11月18日	三ツ木、太田ヶ谷、柳戸町 三ツ木新田、三ツ木新町	8名	
	上広谷、五味ヶ谷、富士見 鶴ヶ丘、松ヶ丘、南町	14名	
11月22日	藤金	17名	
12月 2日	高倉、下新田、羽折町、新 町、中新田、上新田、町屋	13名	
	計	66名	

(2) 鶴ヶ島市農政推進審議会

◆平成30年第3回鶴ヶ島市農政推進審議会

- ・期 日 平成30年9月27日（木）
- ・内 容 「鶴ヶ島市都市農業振興計画」の策定について（諮問）

◆平成30年第4回鶴ヶ島市農政推進審議会

- ・期 日 平成30年12月6日（木）
- ・内 容 「鶴ヶ島市都市農業振興計画」策定にあたっての基本的方向性、取り組むべき方策を協議する上での論点について

◆平成31年第1回鶴ヶ島市農政推進審議会

- ・期 日 平成31年2月19日（火）
- ・内 容 「鶴ヶ島市都市農業振興計画」策定にあたっての基本的方向性、取り組むべき方策について

◆令和元年第2回鶴ヶ島市農政推進審議会

- ・期 日 令和元年6月3日（月）
- ・内 容 「鶴ヶ島市都市農業振興計画」策定にあたっての基本的方向性、取り組むべき方策の答申案について

◆「鶴ヶ島市都市農業振興計画」策定について（答申）

- ・期 日 令和元年6月10日（月）

(3) パブリックコメント

○意見募集期間 令和元年9月1日（日）～30日（月）

○意見件数 0件

2 鶴ヶ島市農政推進審議会

(1) 鶴ヶ島市農政推進審議会委員名簿

No.	役 職	氏 名	備 考（団体名）
1	会長	長 峰 秀 和	茶業研究会会長
2	副会長	内 野 正 子	農業委員
3	委員	比留間 正 道	農業委員
4	〃	小 川 清 志	農地利用最適化推進委員
5	〃	福 島 義 博	農地利用最適化推進委員
6	〃	平 野 仁 子	鶴ヶ島市ひまわり会会長
7	〃	石 川 精 一	鶴ヶ島市都市計画審議会
8	〃	毛 須 英 子	その他有識者
9	〃	秋 吉 泰 男	JA いるま野鶴ヶ島支店長
10	〃	上 野 亜由子	埼玉県川越農林振興センター

(2)「鶴ヶ島市都市農業振興計画」の策定について（諮問）

鶴 産 第 121 号

平成30年9月27日

鶴ヶ島市農政推進審議会

会 長 長峰 秀和 様

鶴ヶ島市長 齊藤 芳久

「鶴ヶ島市都市農業振興計画」の策定について（諮問）

このことについて、鶴ヶ島市農政推進審議会条例（昭和53年12月15日条例第21号）第2条第1号の規定に基づき、次のとおり貴審議会の意見を求めます。

諮問事項

「鶴ヶ島市都市農業振興計画」の策定にあたっての基本的方向性、取り組むべき方策について

諮問理由

市では、都市化の進展、農業後継者の不足、耕作放棄地の顕在化等、鶴ヶ島市の農業を取り巻く情勢は厳しさを増しており、今後の農業の持続的発展のためには時代や現状に即した展開方向を見出す必要があり、平成27年には都市農業振興基本法が制定・施行。翌28年には、国の都市農業振興基本計画（基本計画）が策定されました。この基本法では「地方公共団体は、基本計画を基本として、当該地方公共団体における都市農業の振興に関する計画を定めるよう努めなければならない」（第10条）と規定しています。

については、市の農業を「都市農業」と位置づけ、市総合計画の策定に併せて個別計画である「鶴ヶ島市都市農業振興計画」の策定にあたっての基本的方向性、取り組むべき方策について、諮問するものです。

(3)「鶴ヶ島市都市農業振興計画」の策定について（答申）

鶴農審第 2 号

令和元年 6月10日

鶴ヶ島市長 齊藤 芳久 様

鶴ヶ島市農政推進審議会

会長 長峰 秀和

「鶴ヶ島市都市農業振興計画」の策定について（答申）

平成30年9月27日付け鶴産第121号をもって諮問のあった件について、本審議会は、下記のとおり答申します。

「鶴ヶ島市都市農業振興計画」の策定にあたっては、本審議会において出された意見等を十分に反映させ、農業の将来を見据えた施策を期待します。

記

「鶴ヶ島市都市農業振興計画」の策定にあたっての基本的方向性、取り組むべき方策については、別紙のとおり答申します。

鶴ヶ島市都市農業振興計画の策定にあたって

■基本的方向性

1 鶴ヶ島の農業を支える担い手の確保・育成

生産性の向上や規模拡大等に取り組む意欲ある農業者、新たな担い手となる新規就農者、農業参入法人を積極的に支援します。また、併せて兼業農家や農家の後継者である退職後就農者などにも配慮した取組も推進します。

2 新鮮、安全で付加価値の高い農産物生産の促進

都市農業の特徴は、その多様性にあります。6次産業化や観光、福祉など他産業との連携、新たな商品やサービスの創出等により付加価値を高める農業を促進します。また、安全や健康志向等の消費者ニーズに対応した生産拡大を図る取組も促進します。

3 消費者と結びついた流通・販売の確保

新鮮で安全な農産物の供給、顔の見える農業を基本に、直売事業の充実や学校給食での利用促進等により地産地消の拡大を促進します。その他、多様な販売流通体制、農業者が農産物を販売しやすい仕組みづくりを進めます。

4 農地の保全・活用の促進

農地の保全・活用にあたっては、認定農業者や新規就農者、企業といった営農意欲の高い担い手への利用集積を進めます。また、併せて自給的農家や自営困難な農地所有者を対象とした取組や、住宅介在農地など、担い手への集積が困難な農地や維持できなくなった農地を対象とした取組も進めます。

5 鶴ヶ島の農業・農地の持つ多様な機能を活かしたまちづくりの促進

農業・農地は、新鮮で安全な農産物を供給する本来の役割だけでなく、潤いや安らぎを与える緑地空間の提供や景観形成、気候緩和など市民生活に直結する多面的な機能を有しています。鶴ヶ島の農業を市民に理解していただくための体験事業や、多面的機能を活かした健康、環境、教育等と連携した事業を展開します。

■取り組むべき方策

1 鶴ヶ島の農業を支える担い手の確保・育成

生産性の向上や規模拡大等に取り組む意欲ある農業者、新たな担い手となる新規就農者、農業参入法人を積極的に支援します。また、併せて兼業農家や農家の後継者である退職後就農者などにも配慮した取組も推進します。

【取り組むべき方策】

○意欲ある農業経営体の支援

- ・認定農業者の育成・支援（農業経営合理化の支援）
- ・女性農業者の経営参画、起業化支援
- ・農業団体の活動支援

○新たな担い手の確保・育成

- ・新規就農者への支援
- ・企業等の農業参入への支援
- ・農業法人化の促進

○多様な担い手の確保・育成

- ・農福連携の促進
- ・農家の後継者である退職後就農者への支援（定年帰農者支援）
- ・援農サポーター制度の構築と充実

2 新鮮、安全で付加価値の高い農産物生産の促進

都市農業の特徴は、その多様性にあります。6次産業化や観光、福祉など他産業との連携、新たな商品やサービスの創出等により付加価値を高める農業を促進します。また、安全や健康志向等の消費者ニーズに対応した生産拡大を図る取組も促進します。

【取り組むべき方策】

○環境に配慮した新鮮で安全な農産物生産の促進

- ・特別栽培農産物の生産・消費の促進
- ・GAP制度の普及・導入への支援
- ・有機栽培に取り組む農業者及び農業団体への支援

○農業の6次産業化及び農商工連携の促進

- ・農業者の6次産業化への支援
- ・農業者と商工業者連携による加工品開発への支援
- ・共同加工施設の整備の検討

○特産農産物づくりの推奨

- ・農産物のブランド化への支援
- ・大学や企業等との連携による鶴ヶ島産農産物を用いた商品の開発・販売の促進

○観光農業の促進

- ・摘み取りなど観光農園の支援
- ・地域資源を活かした人を呼び込む農業の展開

3 消費者と結びついた流通・販売の確保

新鮮で安全な農産物の供給、顔の見える農業を基本に、直売事業の充実や学校給食での利用促進等により地産地消の拡大を促進します。その他、多様な販売流通体制、農業者が農産物を販売しやすい仕組みづくりを進めます。

【取り組むべき方策】

○学校給食での鶴ヶ島産農産物の積極活用

- ・学校給食センターへの農産物出荷の促進

○農産物直売所の活性化

- ・既存農産物直売所の充実と新たな直売所の整備の検討
- ・個人直売所の支援

○多様な販路の確保

- ・保育所、幼稚園、企業等への農産物出荷の促進

4 農地の保全・活用の促進

農地の保全・活用にあたっては、認定農業者や新規就農者、企業といった営農意欲の高い担い手への利用集積を進めます。また、併せて自給的農家や自営困難な農地所有者を対象とした取組や、住宅介在農地など、担い手への集積が困難な農地や維持できなくなった農地を対象とした取組も進めます。

【取り組むべき方策】

○農地の利用集積

- ・農地中間管理機構等を活用した農地利用集積化の促進
- ・利用権設定事業の強化
- ・「人・農地プラン」の見直し

○農地の保全

- ・農地の利用意向調査の実施と活用
- ・荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の実施と指導

○農地の活用

- ・新規就農や企業等の受入の推進
- ・市民農園の開設・運営の支援
- ・健康の維持増進、コミュニティ活性化、企業等の農地活用の検討

○生産緑地制度の活用促進

- ・制度拡充の情報提供など制度普及に向けた取組の実施
- ・特定生産緑地を活用した永続的保全の促進

5 鶴ヶ島の農業・農地の持つ多様な機能を活かしたまちづくりの促進

農業・農地は、新鮮で安全な農産物を供給する本来の役割だけでなく、潤いや安らぎを与える緑地空間の提供や景観形成、気候緩和など市民生活に直結する多面的な機能を有しています。鶴ヶ島の農業を市民に理解していただくための体験事業や、多面的機能を活かした健康、環境、教育等と連携した事業を展開します。

【取り組むべき方策】

○農業のあるまちづくりの推進

- ・農業・農村の維持・活用に係る地域活動への支援
- ・農地や水辺等の地域資源を活用した交流事業等への支援

○農業とのふれあいの場づくり

- ・食と農業の体験イベントの開催
- ・教育ファームの充実
- ・食育事業の充実
- ・新たな市民農園の開設促進と市民農園の利用促進

○鶴ヶ島市農業のPRと交流の場づくり

- ・農産物販売イベントの開催
- ・学校給食や市内飲食店での鶴ヶ島産農産物の利用促進
- ・農業の情報発信

■都市農業振興施策の推進に向けて

鶴ヶ島市の農業を振興し、都市農業の多様な機能を発揮するためには市、関係機関、農業者、農業団体はもとより市民、企業、NPO法人など幅広い主体がそれぞれの役割を果たしつつ、連携・協働して取り組むことが大切です。

鶴ヶ島市農政推進審議会条例

昭和53年12月15日条例第21号

（目的）

第1条 この条例は、鶴ヶ島市における農業の振興と健全な発展を図るため、鶴ヶ島市農政推進審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

（設置及び所掌事務）

第2条 市長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関し必要な調査及び審議をするため、鶴ヶ島市農政推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- (1) 農業振興地域整備計画に関すること。
- (2) 地域農政推進方策の樹立に関すること。
- (3) 農用地管理事業の推進に関すること。
- (4) 農林金融に関すること。
- (5) その他農政に関すること。

（組織）

第3条 この審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、農業に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

（任期）

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となり議事を整理する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、市民生活部産業振興課において処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、会長が審議会に諮り別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年条例第5号抄）

（施行日）

- 1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成3年条例第31号抄）

（施行日）

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成7年条例第13号抄）

（施行日）

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成11年条例第3号抄）

（施行日）

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、第1条から第13条までの規定中の改正前の条例の規定により、現に非常勤の特別職の職に命じられている者は、その任期満了の日まで在任する。

「鶴ヶ島市都市農業振興計画」策定に伴う 意向調査へのご協力をお願い

皆様には、日頃から市政運営にご理解とご協力をたまわり、厚くお礼申し上げます。

さて、市では、都市農業振興基本法に基づき「鶴ヶ島市都市農業振興計画」を策定いたします。計画を策定するに当たり皆様の農業に関する現況と意向を把握するため、この度、「都市農業振興計画に関する意向調査」を実施することとなりました。

お寄せいただいた回答は統計的に取りまとめ、決して個人が特定されるようなことはございません。調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

平成30年8月

鶴ヶ島市長 齊藤 芳久

《ご記入に際してのお願い》

1. **農業者世帯ごとの調査です。主に農業経営や農作業等を行っている方が記入してください。**
2. 回答については、あてはまる番号を○で囲んでください。質問によっては数字を記入していただく欄もあります。
3. 回答が「その他」にあてはまる場合は、その番号を○で囲み、（ ）内になるべく具体的にその内容をご記入ください。
4. ご記入後は、同封の封筒に入れて**平成30年8月29日（水）までに**投函してください。なお、農業経営状況調査票も同じ封筒に入れてください。
5. この調査用紙にお名前を記入する必要はございません。
6. 記入上の不明な点、調査についてのお問い合わせは、下記までお願いします。

鶴ヶ島市役所 産業振興課 農政担当 TEL 049-271-1111（内線 234）

《調査票の回答をお願いします》

【問1】 お住まいの地区の番号に○をつけてください。

1. 脚折 2. 脚折町 3. 共栄町 4. 高倉 5. 下新田 6. 羽折町
7. 中新田 8. 新町 9. 上新田 10. 町屋 11. 三ツ木 12. 三ツ木新町
13. 柳戸町 14. 三ツ木新田 15. 太田ヶ谷 16. 藤金 17. 上広谷
18. 五味ヶ谷 19. 富士見 20. 鶴ヶ丘 21. 松ヶ丘 22. 南町
23. 市外（市区町村名： ）

【問2】 年齢について伺います。当てはまる番号に○をつけてください。

1. 20代 2. 30代 3. 40代 4. 50代 5. 60代
6. 70代 7. 80代 8. その他 ()

【問3】 あなたに農業後継者はいらっしゃいますか。

1. いる（後継者の年代： 代） 2. いない
3. まだ分からない 4. その他（ ）

【問4】世帯の全収入における農業収入と他の収入について伺います。当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. 農業収入のみ 2. 農業収入が主
3. 農業外収入が主 4. 自給的農家・農業収入なし

【問5】問4で1～3とお答えになった方に伺います。平成29年（1～12月）の農産物の販売方法または販売・出荷先について、当てはまる番号すべてに○をつけてください。また、おおよその売上金額をご記入ください。

1. 鶴ヶ島農産物直売センター (万円)
2. カインズ鶴ヶ島直売所 (万円)
3. スーパーマーケット等の小売業 (万円)
4. 卸売市場 (万円)
5. 食品製造業・外食産業 (万円)
6. 農協以外の集・出荷団体 (万円)
7. ご自身の有人直売所経営 (万円)
8. 無人直売所 (万円)
9. 消費者への直接販売 (万円)
10. その他 (万円)

1. すべて自作している 2. 一部貸している/または作業委託
3. 全部貸している/または作業委託 4. 何も栽培していない

[illegible]

1. はい 2. なりそうな農地がある 3. いいえ

1. 高齢化により耕作できない
2. 後継者がいないことにより耕作できない
3. 農地の条件が悪い
4. 耕作しても採算が取れない
5. 農地の借り手がいない
6. 鳥獣被害がある
7. その他（ ）

1. 相続税や固定資産税などの税負担が重い
2. 都市化により農業環境が悪化している
3. 労働力が不足している
4. 後継者がいない
5. 収入が不安定
6. 労働時間が長い
7. 販売先がない
8. 特になし
9. その他（ ）

【問 11】 現在の農業経営について、当てはまる番号すべてに○をつけてください。

- | | |
|------------------|---------------------|
| 1. 露地栽培 | 2. ハウス栽培 |
| 3. 有機・無農薬栽培 | 4. 減農薬・減化学肥料栽培 |
| 5. 観光農園の運営 | 6. 6次産業化（農産物の加工化） |
| 7. 市民農園・体験農園等の運営 | 8. 農産物の販売をしない自給的な農業 |
| 9. その他（ | ） |

【問 12】 今後の農業経営のお考えについて、当てはまる番号すべてに○をつけてください。

- | | |
|------------------------|-------------------|
| 1. 露地栽培 | 2. ハウス栽培 |
| 3. 有機・無農薬栽培 | 4. 減農薬・減化学肥料栽培 |
| 5. 観光農園の運営 | 6. 6次産業化（農産物の加工化） |
| 7. 市民農園・体験農園等の運営 | |
| 8. 農産物の販売をしない自給的な農業を行う | |
| 9. 農業をやめる | 10. その他（ |

【問 13】 市の取組として、どのような農業施策が必要（大切）と思われますか。（複数回答可）

- | | |
|--------------------------------|-----------------|
| 1. 認定農業者（地域の中心農家）への支援の充実 | |
| 2. 担い手、後継者の育成 | |
| 3. 観光農園、加工や直売等、新たな事業展開への支援 | |
| 4. 直売所の拡張や新たな設置など販売先の確保 | |
| 5. 農業法人設立など、農業者による生産組織化への支援 | |
| 6. 援農ボランティアなどの労働力への支援 | |
| 7. ハウスなどの農業施設整備に対する支援 | |
| 8. 環境保全型農業の取組への支援 | |
| 9. 農家が開設する市民農園、体験農園等の開設や運営への支援 | |
| 10. 地産地消の取組 | 11. 農道、排水等の施設整備 |
| 12. 都市農業の必要性の市民への P R | 13. 特になし |
| 14. その他（ | ） |

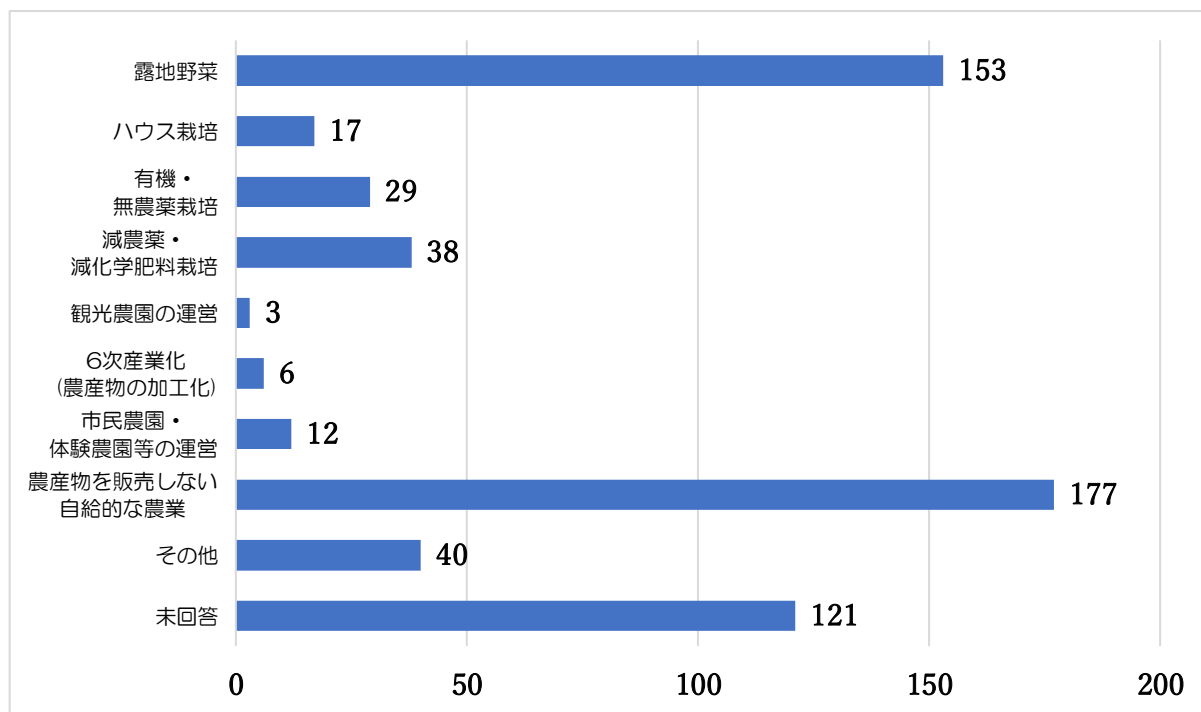
1. 新規就農者や農業後継者を対象とする研修や就農相談の充実
2. 新規就農者や農業後継者への資金の支援
3. 新規就農者への農地のあっせん
4. 農業参入を希望する企業などに農地を貸したい人への仲介等の支援
5. 定年後の就農に向けた支援
6. 農業者への結婚支援
7. 青年農業団体への活動支援
8. 特になし
9. その他（ ）

調査へのご協力、ありがとうございました。

◆平成 30 年 鶴ヶ島市農業者アンケート結果

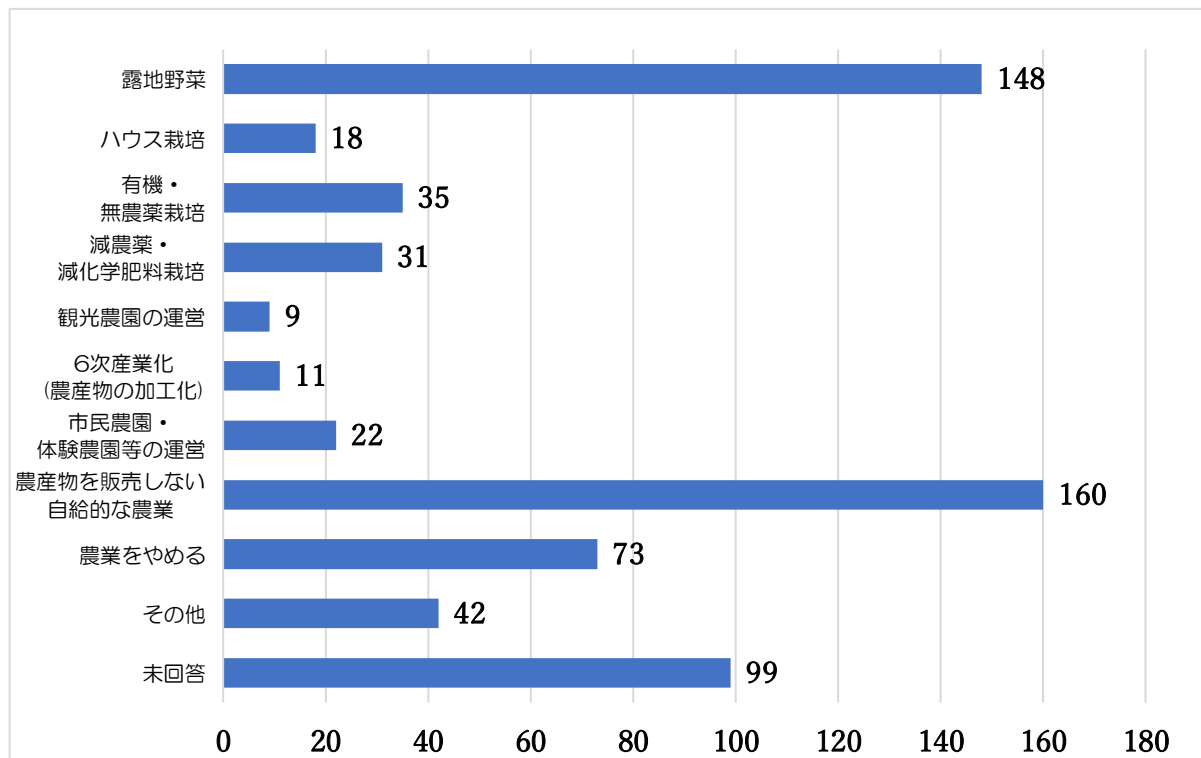
【農業経営】

○現在の農業経営について（複数回答可）



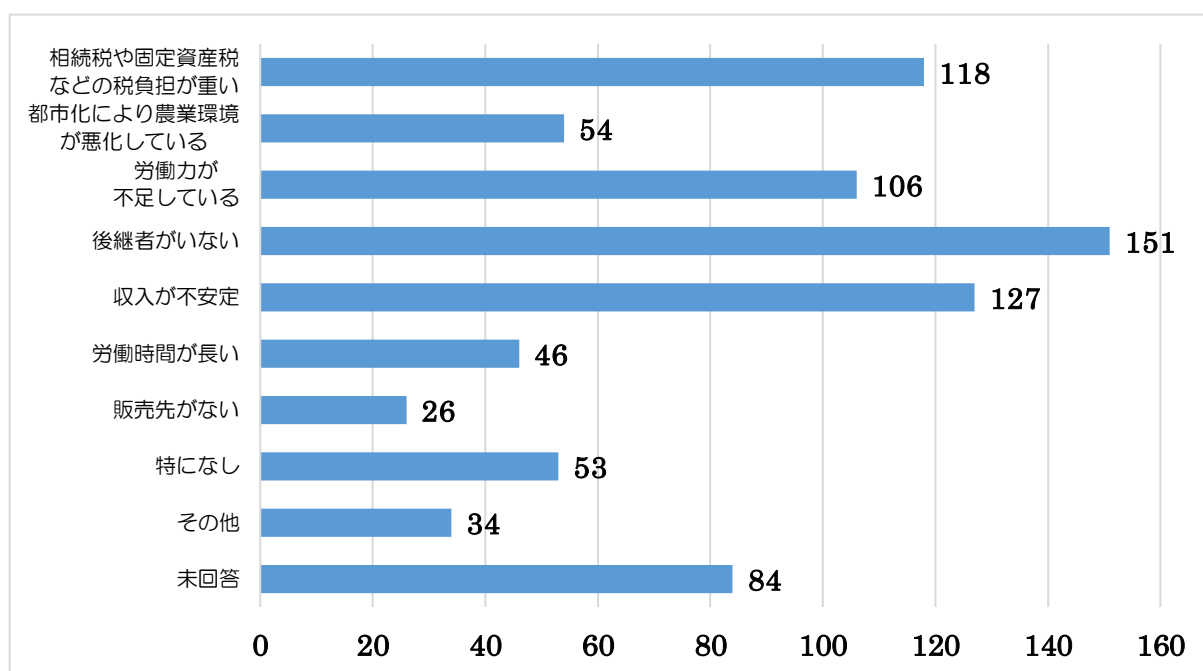
(延回答数 475 ※未回答を除く)

○今後の農業経営の考えについて（複数回答可）



(延回答数 549 ※未回答を除く)

○農業を経営する上で問題と感じていることは何ですか（複数回答可）。

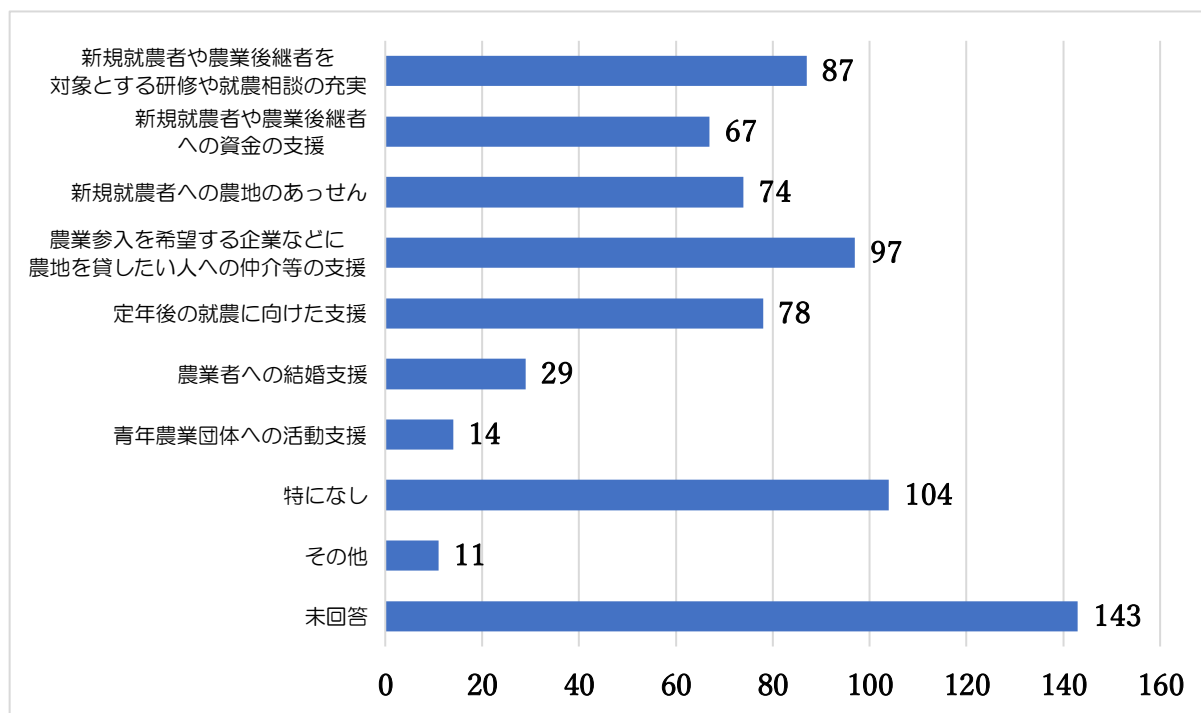


（延回答数 715 ※未回答を除く）

- ▶「現在の農業経営」と「今後の農業経営の考え方」を比較すると、「露地野菜」等比べて数値自体は少ないものの、今後「観光農園の運営」や「6次産業化・農産物の加工化」、「市民農園・観光農園等の運営」、「有機・無農薬栽培」を考えている農家がそれぞれ増えています。
- ▶農業を営む上で問題となっているのは、「後継者がいない」、「労働力が不足している」という人の問題に加え、「収入が不安定」、「相続税や固定資産税などの税負担が重い」が上位となっています。
- ▶「販売先がない」は、他の項目と比較して問題視する割合は低くなっています。

【担い手の確保・育成】

○新規就農や農業後継者の育成・確保に必要な市の取組は（複数回答可）。

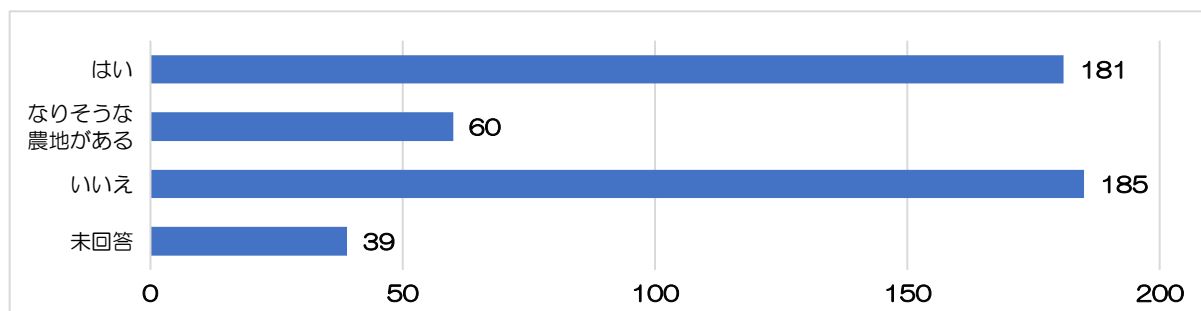


（延回答数 561 ※未回答を除く）

▶「農業参入企業への農地貸出しの仲介」、「新規就農者や農業後継者に対する研修や就農相談の充実」、「定年後の就農に向けた支援」の順となっています。農業者の高齢化と農業後継者不在が顕在化する中、新たな担い手としての企業参入や新規就農、定年帰農者への期待があり、その支援を行政に求めています。

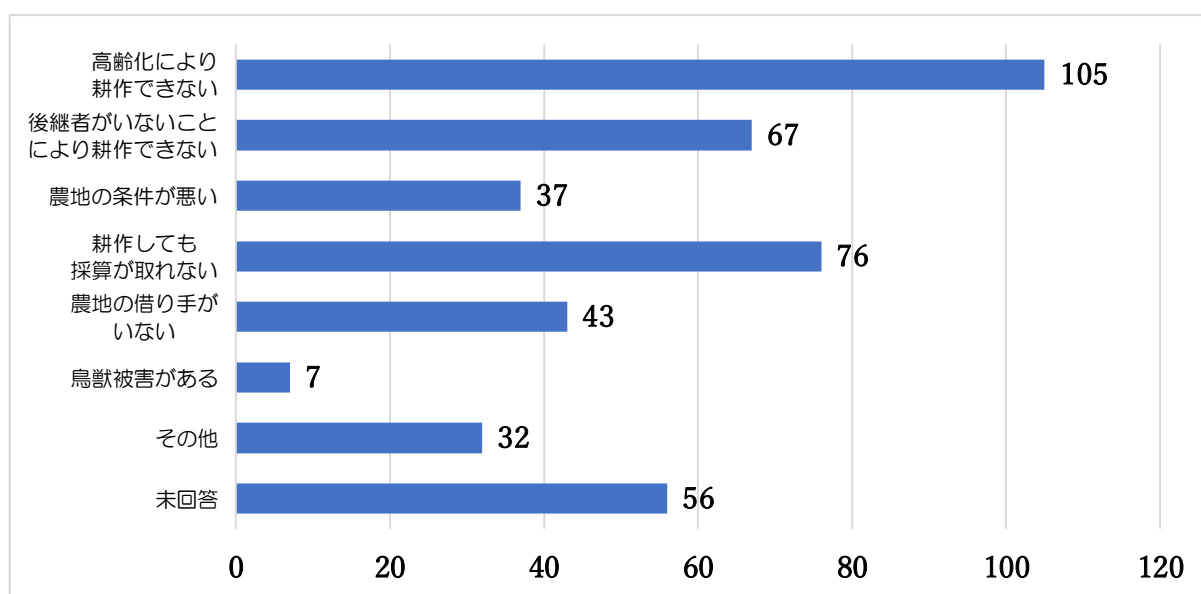
【農 地】

○所有する農地で遊休農地はありますか。



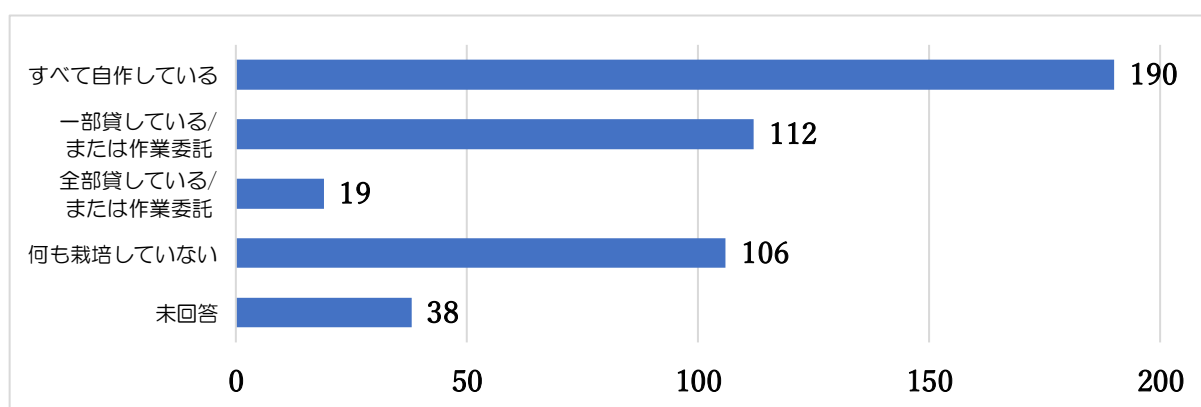
延回答数 426 ※未回答を除く)

○遊休農地が「ある」・「なりそうな農地がある」、その理由は（複数回答可）



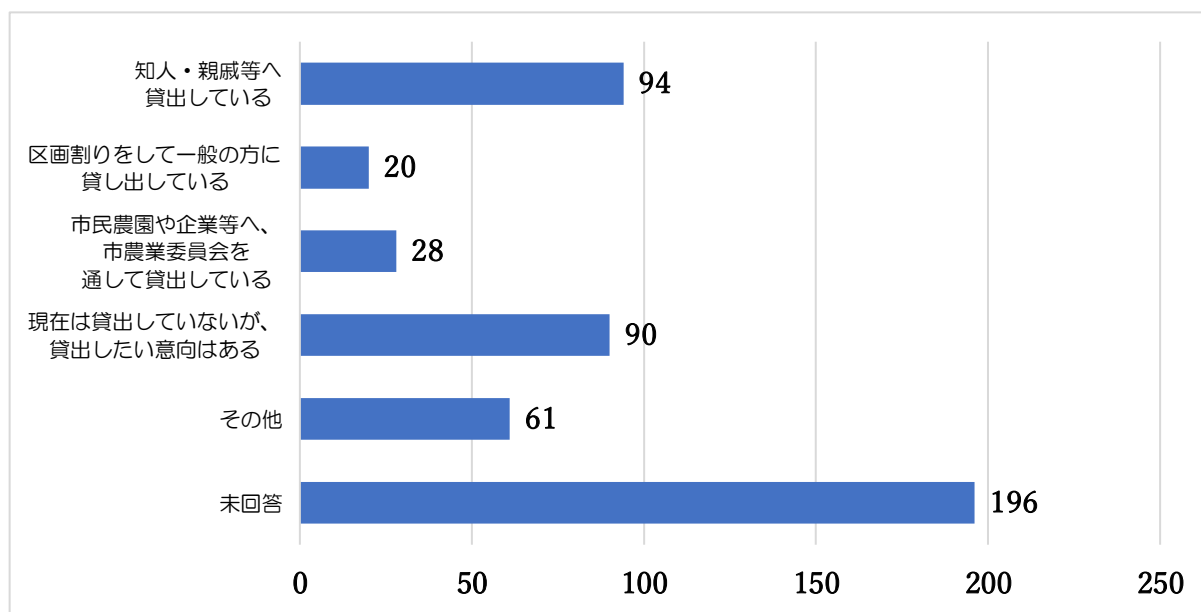
(延回答数 367 ※未回答を除く)

○農地の利用状況で当てはまるものは



(延回答数 427 ※未回答を除く)

○貸出しについて当てはまるものは（複数回答可）



（延回答数 293 ※未回答を除く）

- ▶ 所有する農地で現在、遊休農地が「ある」が181と「ない」が185でほぼ同数です。ただし「なりそうな農地がある」が60と遊休農地の拡大が懸念されます。
- ▶ 遊休農地の原因の上位は「高齢で耕作できない」、「耕作しても採算が取れない」、「後継者がいなくて耕作できない」です。「高齢」と「後継者」はいずれも「人」に係る課題です。
- ▶ 農地の利用状況では、「すべて自作している」が190でもっとも多い回答ですが、一部と全部とを合わせると「貸している」が131と高い数値となっています。
- ▶ 貸出しについては、特定農地貸付法に基づいた貸出しが28に対し、それ以外の貸出しが114と、農園利用方式による貸出しが圧倒的に多い状況です。
- ▶ また、「現在は貸し出していないが貸出しの意向はある」が90と高い数値となっています。

■意見の集約

【担い手】

女 性

- ・女性が就農しやすい環境（施設）づくりをお願いしたい。

新規就農

- ・新規就農者が入りやすい環境づくりと外部への情報発信をお願いしたい。

繁忙期の人員確保

- ・繁忙期に雇用を確保できよう支援をお願いしたい。
- ・人手がほしい。

担い手の高齢化

- ・農業者が高齢化によって運転免許を返納した場合、出荷手段がなくなるのが心配。農協や市で対策を講じてもらえないだろうか。

茶農家

- ・お茶は長期的視点で経営をみないといけない。後継者がいれば経営規模の拡大も考えられるが難しいのが現状。お茶農家の担い手を増やすのは無理。
- ・お茶の作業は特殊な機械を使うので経験がないと難しい。慣れた人でないと任せられない。
- ・農産物直売センター利用組合の農家が高齢化しており、出荷者がいなくなってしまうことを懸念。

【農業経営・生産】

安心・安全

- ・農業・農産物の安心安全に重点を置いてほしい（環境保全型農業の推進）。
- ・特別栽培農産物に関する説明会を開催してほしい。
- ・有機農業の推進計画を立ててもらいたい。
- ・農地に除草剤を撒いている人がいるが、飛散防止の指導をお願いしたい。

農産物加工

- ・農産物の加工も考えた方がよい。直売所に加工品があると人が来る。
- ・農産物加工はやってみたいが加工施設が課題。

観光農園

- ・観光農園は1軒だけでなく、数軒による観光農業エリアを形成した方がよい。
- ・太田ヶ谷に行けば果樹や野菜の収穫ができる。それも一年中できるといった形を今後研究していきたい。
- ・新規就農者にとって観光農園はハードルが高い。

農業経営全般

- ・若い人に興味をもってもらえるような農業。儲かる農業でなければいけない。
- ・規模を拡大したいが資金面で苦慮している。
- ・法人格を取りたいと思っている。
- ・高齢のため、今後はできる範囲内での農業経営とする。
- ・一人で農業経営をしているため、労力に見合った栽培形態にしていく予定。
- ・都市化の進展により周りの環境に配慮しながら対応していくことが重要（市民の協力・理解が必要）。
- ・市街化区域において農業を続ける難しさを感じている（トラクター音、ほこり等）。

その他

- ・認定農業者が16名しかいない。将来、鶴ヶ島の農業はなくなってしまうのでは。
- ・個人の努力も大切だが、農業者にとって行政の支援も必要である。
- ・一般的な農家を対象とした小規模な補助制度を考えてもらいたい。
- ・市と農業者との情報交換の場を開催できないか。
- ・農業者のためもっと農協に頑張ってもらいたい。
- ・女性センターを宿泊施設としてリニューアルし、都内から農業体験に来てもらうことはできないか。

【販路・PR】

販路全般

- ・販売先は結構ある。売れる場所で手数料が安ければ一番良い。
- ・JAの共販はスーパーより価格は安いけど、全部引き取ってもらえるのでよい。
- ・次世代の農業経営を見据えた場合、共同出荷等も検討する必要があるのではないかな。
- ・「野菜の宅配」のようなものを考えていく必要がある。

農産物直売センター

- ・農産物直売センターの今後の行き先が不透明なところがあり心配。
- ・あぐれっしゅげんき村（狭山市）は高倉の農産物直売センターと違い、農産物以外に肉や魚もある。消費者がほしい物がある。集客を考えた方がよい。
- ・農産物直売センターは悪循環になっている。生産者も経営努力をしなければならない。
- ・直売センターへ新規に出荷する農業者には優しく指導しないとイケない。
- ・今の鶴ヶ島の農産物直売センターは場所が悪い。昔の国道407号沿いにあった場所は良かった。

学校給食センター

- ・学校給食センターへ地元農産物の提供を増やせるよう調整してもらいたい。
- ・学校給食はカボチャ等手間のかかる物はカットしなければならない。里芋など泥物は使ってもらえないなど出荷が難しい。
- ・学校給食センターは敷居が高い。

庭先販売

- ・庭先販売は持っていかれることもあるが、手数料と思えばよい。マップの作成は良し悪し。
- ・庭先販売は人がいないと勝手に取られてしまうので、地図作成に協力はするのは難しい。
- ・庭先販売のPRをしてもらいたい。（マップの作成）

新たな販売施設

- ・群馬県川場村のような集客力のある「道の駅」があるとよい。
- ・交通量の多い所（国道407号沿、圏央道IC付近）に「道の駅」のような施設を作ってもらいたい。

販売イベント

- ・軽トラ市を、昨年と同様に開催してもらいたい。
- ・軽トラ市などイベントを増やしたり定期的を開催したりしてもらいたい。

農業・農産物PR

- ・市の農業に関するPRをもっと行ってほしい。
- ・鶴ヶ島市の農産物をポスター、市のホームページ等でPRしてもらいたい。
- ・お茶が鶴ヶ島の特産という事を知らない人がいる。外部への情報発信が不足している。
- ・生産カレンダーがあるとよい。

【農 地】

農地全般

- ・鶴ヶ島の農地を全部残すのは無理。開発地と耕作地の区分など検証する必要がある。
- ・首都近郊の都市として土地利用の見直しはできないか。農業的な土地利用だけで収入を確保するには無理がある。
- ・保全管理の農地が多くなってきている。

農地の貸借等

- ・農地の保全策として企業参入の促進が必要。
- ・企業に多くの農地を使ってもらえるようにしてほしい。

- ・鶴ヶ島市は交通の利便性が良く、農業法人にも都合が良い。企業側が求めるニーズを集める努力をしてほしい。
- ・次の担い手がない状況下、農地中間管理機構（農地バンク）を利用できないか。
- ・農地中間管理機構の対象とならない農地（まとまってない等）でも、その周辺農地（貸出の意向表明なし）をあたるなどして、きめ細かなマッチングができるとよい。
- ・まとまった農地がほしい。5反単位であれば効率が良い。
- ・農地はしっかりとした人に貸さないと管理してもらえない。農地の貸し出しは信用がないと難しい。
- ・耕作を行っていない農地の情報が欲しい。

農地整備

- ・ここ何年か大雨で高倉地区内の農地が冠水してしまう。客土をして排水をよくする基盤整備が必要。

【農業施設・機械等】

支援・助成

- ・新規就農者の一番の課題は農産物の貯蔵、調整、農機具の保管、トイレなどの施設（箱物）がないこと。井戸やトイレ設置への補助を考えてもらいたい。
- ・新規就農者に使わなくなった設備、機械も含めて利用できるようにできないか。
- ・新規就農者への農機具購入費の資金的な支援を関係機関と連携して行ってもらいたい。
- ・農機具購入、ハウス設置への助成など、小さい規模でも市独自の資金補助はできないか。
- ・ハウス等の施設整備の支援制度を市で考えてもらいたい。
- ・農機具の購入、譲渡に対する支援を。
- ・農家で古くなったハウスや農業資材などの情報がほしい。機械を買わずに済むようにリース制度があったらよい。
- ・電気柵設置に関する周知をお願いしたい。

○用語解説

あ

援農 農家でない人が農作業の手助けをすることをいいます。

か

観光農業 観光農園や農家民宿、農産物の加工販売等、観光と農業との融合を図り、消費者との交流を図る農業の形態を言います。

GAP 農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組みのことをいいます。

耕作放棄地 以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、ここ数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地をいう。農林業センサスの統計上の用語。

荒廃農地 現に耕作されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地のことをいいます。

高付加価値 主に品質、安全性等の面で、消費者ニーズの高度・多様化に対応し、技術力や地域資源の活用等により、他との差別化を図った高品質な物の生産やサービスを提供する形態をいいます。

さ

食育 生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することが出来る人間を育てるための学習の取組みをいいます。

新規就農者 就農状態が「学生」から「農業が主」となった者と、「勤務が主」から「農業が主」となった者のいずれかに当てはまる者をいいます。

生産緑地	市街化区域内農地において「生産緑地法」に基づき指定されている。生産緑地に指定されると、長期の営農が義務付けられる一方、税の軽減措置が受けることができます。
------	---

た

多面的機能	国土の保全や水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成など、農産物の供給以外の多面にわたる機能のことをいいます。
地産地消	地域で採れたものを、その地域で消費することをいいます。
定年帰農者	他産業に従事する人が、定年退職後農業に従事することをいいます。
特別栽培農産物	農林水産省のガイドラインに基づき、節減対象農薬及び化学肥料の窒素成分量の双方を慣行の5割以下に減らして栽培された農産物のことをいいます。

な

認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画を作成し、市町村の認定を受けた農業者をいいます。
認定新規就農者	市町村から農業経営基盤強化促進法に基づく青年等就農計画の認定を受けた農業者のことをいいます。
農福連携	障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組みをいいます。
農業次世代人材投資事業	青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農前の研修期間及び経営が不安定な就農直後の所得を確保する資金を交付する制度をいいます。
農地中間管理機構	農地等を貸したいという農家（出し手）から農地等の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手（受け手）へ農地利用の集積・集約化を進めるため、農地等の中間的受け皿となる組織です。埼玉県では公益社団法人埼玉県農林公社が農地中間管理機構に指定されています。

は

人・農地プラン

高齢化や後継者不足、遊休農地の増加など地域における人と農地の問題を解決するため、市町村が地域の将来の担い手と農地利用のあり方を定めた計画をいいます。

ブランド化

商品の品質、デザイン、イメージ、信頼感など、他の商品と差別化し、価値を見出すことをいいます。

や

遊休農地

耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地をいいます。

有機栽培

化学肥料や農薬にたよらず、家畜小屋の糞尿・敷きわらや堆肥など、動植物質の肥料で、安全かつ美味の食糧を作る栽培をいいます。

ら

利用権設定

農地を借りたい農業者と農地を貸したい農地所有者の間で、農地貸借等の権利を設定し、農地の有効利用を図る農地の賃貸借権、使用貸借権のことをいいます。

6次産業化

農業や水産業などの一次産業が食品加工（二次産業）・流通販売（三次産業）にも業務展開している経営形態をいいます。

鶴ヶ島市都市農業振興計画

発 行	鶴ヶ島市 〒350-2292 埼玉県鶴ヶ島市大字三ツ木16番地1 Tel049-271-1111（代表）
編 集	鶴ヶ島市市民生活部産業振興課 Tel049-271-1131（直通）
発行日	令和2年3月31日